８文科教第 1290 号
令和８年 11 月６日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を置く各公立大学法人理事長
私立高等専門学校を設置する各学校法人の長
幼小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省総合教育政策局長
淵上　孝

文部科学省初等中等教育局長
茂里　毅

令和８年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、お取り組みいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、政府においては、厚生労働省の主唱により、平成 16 年度から令和４年度まで、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行ってきましたが、令和５年度からは、こども家庭庁の主唱により、上記月間における取組を継承することとなりました。

今般、「令和８年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（協力依頼）」（令和８年 10 月 20 日付けこ支虐第 437 号こども家庭庁支援局長通知）（別添１）のとおり、「令和８年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱」（別添２）に基づき、令和８年 11 月の「秋のこどもまんなか月間」における取組の一つとして、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」が実施されることになり、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組の積極的な実施について協力依頼がありました。ついては、貴職におかれましても、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の趣旨を御理解いただき、各種参考資料についても良く御了知の上、下記を踏まえ、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を

持つことができるよう、積極的な御対応をお願いします。
なお、学校における働き方改革の観点から、本件の周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する等の御配慮をお願い申し上げます。
また、本通知に関しては、その内容について、こども家庭庁と協議済みであることを申し添えます。

記

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校におかれては、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、関係機関等と連携の上、以下の点に留意しつつ、関連の取組を実施すること。
また、家庭教育支援を所管する教育委員会等におかれては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点から、関係機関等と連携の上、以下の点に留意しつつ、家庭教育支援の取組を実施すること。

１．学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

・　学校は、学級担任や養護教諭等の教職員をはじめ、スクールカウンセラー等による日常の幼児児童生徒の心身の状況把握や学校医による健康診断等を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行い、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、速やかに市町村や児童相談所等に通告すること。
　あわせて、24 時間子供ＳＯＳダイヤルや児童相談所虐待対応ダイヤルを含む電話相談、ＳＮＳによる相談等の相談体制について、１人１台端末を活用するなどして周知に努めること。
・　学校及びその設置者は、児童相談所等への通告の事実を、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒の保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図ること。

２．学校・教育委員会等と関係機関との連携強化のための情報共有

・　関係機関等との間で、上記１に係る通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認し、共有すること。
・　関係機関等と継続的に連携して対応するため、管理職のリーダーシップの下、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員によるチームとして対応に当たること。
・　学校は、児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒の出欠状況や欠席理由等について、市町村又は児童相談所等への定期的な情報提供（おおむね１か月に１回）を行うこと。
・　定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を

把握した時や、休業日を除き引き続き７日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所等に情報提供すること。

・　幼児児童生徒の進学・転学の際の情報共有を推進するため、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校間及び関係機関との間の適切な連携を進めること。

３．学校・教育委員会等と関係機関との連携強化

・　学校・教育委員会等は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画すること。

・　児童相談所等が主催する会議等への学校・教育委員会等の関係者の参加、教育委員会等が主催する会議への児童相談所等関係者の参加・協力を求めることや、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進することなどにより、連携を強化すること。

・　保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携して対応すること。

・　教育委員会においては、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和８年 10 月 19 日付けこ支虐第 435 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）（別添３）に基づく調査について、他の自治体から照会があった場合には、円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して確認対象児童の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部（局）等からの協力依頼に積極的に対応すること。

４．児童虐待防止に係る研修の実施

・　学校・教育委員会等においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和８年５月改訂版文部科学省）（参考１）等の教職員用研修資料の活用や、児童相談所の職員を講師として招へいするなどして、学校の教職員等に対し、児童虐待防止に係る研修を実施すること。

・　特に、学校長等の管理職に対しては、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和２年１月文部科学省）（参考２）を活用するなどして、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定するなど、実践的な研修の充実を図ること。

・　また、地域における家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に対しては、「児童虐待への対応のポイント」（令和７年 11 月改訂版文部科学省）（参考３）を活用するなどして、研修の充実を図ること。

５．地域における家庭教育支援に関する取組の推進

・　教育委員会等においては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に資するため、家庭教育支援に関する取組を推進すること。

・　また、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等により、保護者への相談対応や、保護者と地域とのつながりづくりの推進等を図ること。

６．児童虐待防止に関する啓発活動の推進

・　学校・教育委員会等においては、児童虐待の防止に向け、体罰や暴言によらない育児が推進されるよう、大人・保護者向けの「体罰等によらない子育てのために」（参考４）等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

・　１人１台端末を活用するなどにより、「児童虐待防止推進特設サイト」（参考５）等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

・　この際、児童相談所の存在や役割等についても児童生徒への周知を図るなどして、児童虐待の防止のための教育や啓発に努めること。

７．幼稚園等の職員による虐待に関する対応

・　幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の職員による虐待については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の令和７年４月の改正、10 月の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）を準用し、保育所等と同様通報義務等の仕組みが設けられたこと。

・　当該法律に基づき、幼稚園等の職員による虐待を発見した者は、通報しなければならないこと。

・　また、通報を受けた都道府県等は、当該法律及び「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて」（令和８年４月 24 日こ成保 347 号・８文科初第 293 号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）（参考６）等を踏まえ、事実確認や園児の保護等を行うこと。

・　なお、幼稚園等における虐待の未然防止に当たっては、各職員や施設単位で、日々の実践における振り返りを行うとともに、職員一人ひとりが子供の人権・人格を尊重する意識を共有するなど、同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

（添付・参考資料）

○別添１　令和８年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について（協力依頼）（令和８年 10 月 20 日付けこ支虐第 437 号こども家庭庁支援局長通知）

○別添２　令和８年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱

○別添３　「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和８年 10 月 19 日付けこ支虐第 435 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）

※これまでの乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果
https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/status-check

○参考１　「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和８年５月改訂版文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○参考２　「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和２年１月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf

○参考３　「児童虐待への対応のポイント」（令和７年 11 月改訂版文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm

○参考４　「（大人・保護者向け）体罰等によらない子育てのために　～みんなで育児を支える社会に～」
https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu/

○参考５　「児童虐待防止推進特設サイト」
https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/

○参考６　「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和８年４月改訂こども家庭庁、文部科学省）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ee30f1d8-3d23-437e-b44d-7807f9afb66c/b2c3eea8/20260422_hoiku_hoiku-gyakutaiboushi_17.pdf

（担当）総合教育政策局　地域学習推進課
家庭教育支援室　家庭教育企画係
電　話　03(5253)4111(内線)　2973

初等中等教育局　児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係
電　話　03(5253)4111(内線)　3299